

意見書案第 3 号

道路整備事業の補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 29 日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提出者	宗像市議会議員	伊達 正信
賛成者	宗像市議会議員	石松 和敏
賛成者	宗像市議会議員	福田 昭彦
賛成者	宗像市議会議員	神谷 建一
賛成者	宗像市議会議員	岩岡 良

提案理由

道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、交付金事業等の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成 29 年度までの時限措置となっている。

このままでは、補助率等が低減することとなるため、安心・安全の確保や地方創生が進まず、地域づくりに悪影響を及ぼし活力低下を招きかねない。

よって、道路整備事業予算の安定的な確保と道路財特法の補助率の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するよう、強く要望するため関係各機関に意見書を提出するもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

道路整備事業の補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成２９年度までの時限措置となっている。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減することとなり、本市にとっては死活問題である。

安心・安全の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路整備事業予算の安定的な確保及び道路財特法の補助率の嵩上げ措置について、平成３０年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福岡県宗像市議会議長 花田 鷹人